

⑤ 車両の走行経路

供用時の施設関連車両の主要な走行ルートは、図 3.5 に示すとおりである。

シャトルバスの走行経路は、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋、夢舞大橋を経由して夢洲の会場予定地に至る経路を基本とする。

団体バス、障がい者用車両、タクシー、貨物輸送車両、管理用車両は、夢舞大橋または夢咲トンネル経由で夢洲の会場予定地に至る経路を基本とする。

パークアンドライドバスは、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋、夢舞大橋を経由して夢洲の会場予定地に至る経路を基本とする。(仮称) 舞洲駐車場予定地からはパークアンドライドバスにより夢舞大橋を経由して夢洲の会場予定地に至る経路とする。

乗用車は、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋を経由して舞洲の(仮称) 舞洲駐車場予定地に至る経路を基本とする。

なお、大阪市においては、国際博覧会開催決定を契機に、夢洲における国際観光拠点形成に向けた基盤整備として、此花大橋・夢舞大橋等における車線増加や、夢洲内における港湾物流交通と観光交通の分離等の事業が進められている。

また、今後夢洲での取扱貨物量が増加する場合の対応として、大阪市は、開催期間中における船舶着岸場所や空コンテナ返却場所を、一時的に夢洲から咲洲に変更する「咲洲シフト」等を検討している。

